



ごみ、水道・下水道、環境

ごみの出し方・リサイクル

ごみの持ち込み・分別・リサイクルについて＝

環境コミュニケーションセンター

TEL 546-5300

ごみの収集について＝清掃センター

TEL 541-1342

詳しくは、「資源・ごみの収集カレンダー」、「資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください(全世帯に配布しているほか、市ホームページにも掲載しています)。

ごみを出すときは

市内を6地区に分けて収集しています。地区により収集日が異なりますので「資源・ごみの収集カレンダー」で確認のうえ、決められた場所に、収集日の朝8時30分までに出してください。きちんと分別し、ごみの減量とリサイクルにご協力をお願いします。

粗大ごみについては「資源とごみの分け方・出し方」または市ホームページをご覧ください。

市で処理できないごみについては、販売店や専門の業者に相談してください。

指定収集袋

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックの収集は、指定収集袋(有料)で行っています。指定収集袋で出さない場合は収集できません。指定収集袋の購入方法は「資源とごみの分け方・出し方」または市ホームページで確認するか、清掃センターに問い合わせてください。

指定収集袋の種類

- ・可燃ごみ＝ピンク色(半透明)
- ・不燃ごみ＝オレンジ色(半透明)
- ・プラスチック＝紫色(半透明)

価格(1組10枚入り)

- ・大袋(40リットル相当)＝600円
- ・中袋(20リットル相当)＝300円
- ・小袋(10リットル相当)＝150円
- ・ミニ袋(5リットル相当)＝70円

※1枚売りをしている取り扱い店もあります。

落ち葉・草花・せん定枝は無料で収集

緑化を推進するため、無料で収集しています。落ち葉・草花は透明または半透明の袋(レジ袋可)に入れ、せん定枝は直径10cm以内・長さ50cm以内・1束30cm以内に束ね、可燃ごみの収集日に出してください。

原則として、1回の収集で各2袋・2束までです。多量に出す場合は有料となりますので、清掃センターに連絡してください。

おむつは無料で収集

乳幼児や高齢者などが使用したおむつは、透明または半透明の袋(レジ袋可)に入れて、袋に油性ペンなどで「おむつ」と書いて、可燃ごみの日に出してください。無料で収集します。また、市の施設などで配布しているおむつ袋で出すこともできます。

（広告）

お客様を第一に誠意をもって解決します

業務案内

生前整理 家財整理 遺品整理

関連サービス
教育機関等寄贈 海外リユース手配
骨董美術品等査定 住宅改修工事
ハウスクリーニング

生前家財・遺品整理 FIRST

0120-95-4601

多摩市愛宕 4-9-22 池田ビル 101
運営会社：株式会社ファーストソリューション

作業環境測定機関／建築物空気環境測定業

(株)EGG環境

▶アスベスト業務
空気中の測定・分析
建材の調査・分析

▶シックハウス業務
室内空気環境測定
[ホルムアルデヒド・揮発性有機化合物(VOC)]

▶作業環境測定▶ダイオキシン類調査・分析

〒196-0021 昭島市武蔵野3-6-9
TEL042-843-7321 FAX042-544-4404
URL <http://www.egg-kankyo.co.jp>

EGG

★OKUBO

新聞・雑誌・ダンボール
機密書類 持込みOK!

持込可能時間
8:00～12:00 13:00～17:00
(水曜を除く)

古紙リサイクル・機密処理サービスの
リーディングカンパニー

OKUBO.CO.,LTD 株式会社 大久保

www.kk-okubo.co.jp 昭島市武蔵野 2-9-33
古紙 大久保 検索窓 042-545-4621



お庭で出た土や石の処分
当社へお任せください！

飛び込みでの
持ち込みも
大歓迎です！

有限会社 栄光 042-559-9154

EIKOU

睦橋通り沿い 有限公司 栄光

あきる野市野辺634-7

最新の情報は
こちらから





ごみ、水道・下水道、環境

ご自宅のお片付けはプロにお任せ！

■一軒家まるごとの大量も対応
■ご相談 無料
■買取もしています

お気軽にお電話ください

お見積り
無料！

0120-111-918

きずな屋 検索

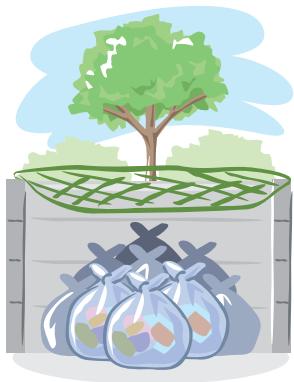
武蔵村山市三ツ藤 2-26-1

古物商許可:第308951706774号

きずな屋

JJRC認定 遺品整理事業者

遺品整理
ごみ屋敷
不用品回収
汚部屋片付け



一昭島市の不用品回収なら

丸喜商店

MARUKI SHOUTEN

- 不用品回収
- ハウスクリーニング / 特殊清掃
- 生前整理 / 遺品整理
- リフォーム
- 金属スクラップの買取り

その他、できる事は何でもご相談ください

産業廃棄物収集運搬業 第13-00-195621号
古物商 第308861505537号

株式会社 丸喜商店

TEL: 042-519-7303
FAX: 042-519-7306
昭島市中神町 3-7-25



不用品回収

引き取り
持込も
OK

引越し前後の
整理・片付け
遺品整理

福田商会

一般廃棄物収集運搬業許可 小金井市 第157号
産業廃棄物収集運搬業 191159号
古物商許可番号 308890105609

0120-80-1230
042-382-1230
小金井市貫井北町 1-7-33

<http://www.wix.com/fukudashoukai/fukuda>

■ボランティア袋

ボランティアで公共の場所を清掃した際のごみを出すときにはボランティア袋を配布し、無料で収集しています。なお、ボランティア袋を利用するときも、ごみは分別し、それぞれの収集日に出してください。

■ごみの分別方法と収集回数

▶可燃ごみ(1週間に2回)

台所の生ごみや衣類などのほか、衛生上焼却が必要なものです。生ごみは、水切りをしてください。

▶不燃ごみ(1週間に1回)

せともの、革製品、ゴム製品、塩化ビニール、金属類などです。油や化粧品のびん、ガラス、小型家電製品(大きさが30cm×15cmを超えるもの)なども不燃ごみです。小型家電製品などで30cm×15cm以下のものについては、「資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。

▶プラスチック(1週間に1回)

発泡スチロール、ビニール、プラスチックでできているものや、の表示があるものです。

食品のトレーなど、購入した店が店頭回収をしているものは、できるだけ店に戻してください。

▶古紙(1週間に1回)

4種類の古紙を下記の3つに分け3週サイクルで収集しています。種類ごとにひもでしばって出してください。ビニール袋には入れないでください。

収集は下記の順番を繰り返します。いつ、どの種類が出せるかは、「資源・ごみの収集カレンダー」で確認してください。

- ・1=新聞(チラシを含む)
- ・2=雑誌・雑古紙
- ・3=ダンボール・茶紙(裏が茶色い箱や紙袋、茶色い封筒、トイレットペーパーやラップの芯などで内側が茶色のものを含む)、牛乳パック(牛乳以外の飲料用紙パックを含む。ただし中が銀色のものは可燃ごみ)

▶資源(1週間に1回)

スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル、ビデオテープ類、スプレー缶、カセットボンベ類などです。スプレー缶、カセットボンベ類以外は、透明または半透明の同じ袋にまとめて出してください。

缶、びんはふたを取り、ペットボトルは必ずキャップとラベルをはずし、すすいでから出してください。

スプレー缶やカセットボンベは中身を使い切ってください。中身が入っている場合は、それが分かるように貼り紙などをしてください。穴をあける必要はありません。他の資源とは分け、別の透明または半透明の袋で出してください。

▶有害ごみ(1週間に1回、プラスチックの収集日に収集)

乾電池、蛍光管、水銀体温計などです。プラスチックとは別の透明または半透明の袋(レジ袋可)に入れるか、有害ごみと書いた袋に入れて出してください。

大きさが30cmまでの電池が取り外せない充電式小型家電も、有害ごみで出してください。

■粗大ごみ(予約制)

電子レンジやたんすなどの粗大ごみや、一時的に大量のごみを出すときは、清掃センターに相談してください。収集は家庭ごみに限ります。品目別有料シール制を採用しています。手続きは次のとおりです。

- ①清掃センターへ申し込み、料金、収集日、出す場所を確認する。
- ②確認した金額の粗大ごみ処理券(シール)を取扱店で購入する。
- ③シールに名前を記入し、粗大ごみに貼る。
- ④予約した収集日の朝8時30分までに、指定された場所に出す。

※粗大ごみ処理券の取扱店については、「資源とごみの分け方・出し方」または市ホームページで確認するか、清掃センターへ問い合わせてください。

■ごみの持ち込み

場所 環境コミュニケーションセンター

受付日時

- ・月～金曜日の午前8時45分～11時30分、午後1時～4時(祝日は午後3時30分まで)
- ・第1・第3日曜日の午前8時45分～11時30分、午後1時～3時30分

※いずれも、年末年始を除きます。

処理手数料 ごみの種類にかかわらず、重量で決定します(10kg単位／四捨五入／現金のみ)。通常無料で収集している古紙、せん定枝、資源なども有料となります。なお、古紙については市内の古紙業者に無料で持ち込むことができます。詳しくは、環境コミュニケーションセンター **TEL 546-5300**へ問い合わせてください。

- ・家庭ごみ=10kg当たり200円
- ・事業系ごみ=10kg当たり300円

※粗大ごみ処理券は不要です。

※粗大ごみ以外の一般廃棄物(市で処理できないものを除く)の持ち込みも同様に受け付けています。

■市では処理できないごみ

ピアノ、消火器、タイヤ・バッテリーなどのカー・バイク用品、ガスボンベ、金庫、シンナー・ガソリン・農薬などの劇物、医療廃棄物、コンクリート、土、レンガ、瓦、石、砂、産業廃棄物などは、市で処理できません。販売店や専門の業者に相談してください。

■家電リサイクル・パソコンリサイクル

家電リサイクル法対象品（テレビ、冷凍庫・冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）及び家庭用のパソコンは、製造業者などが処理することが法律で定められており、市では処理していません。必要な手続きは次のとおりです。いずれもリサイクル料金が必要です（PCリサイクルマークが付いているパソコンを除く）。

▶家電4品目

- ・買い替える場合＝新たに購入する店に引き取ってもらう
- ・廃棄する場合＝市と提携した次の収集運搬許可業者に依頼するか、購入したお店に引き取ってもらうまたは、自分で指定引き取り場所に持ち込む
- ※指定引き取り場所は、「資源とごみの分け方・出し方」で確認するか、環境コミュニケーションセンターまたは清掃センターへ問い合わせてください。

家電4品目の収集運搬許可業者

- | | |
|---------|------------------|
| ・原島組 | TEL 541-7875 |
| ・富士商事 | TEL 500-5671 |
| ・光カンパニー | TEL 544-2577 |
| ・田邊商店 | TEL 042-520-0075 |

▶家庭用パソコン

リネットジャパンリサイクル（<https://www.renet.jp/>）の宅配回収サービスに依頼するか、各パソコンメーカーに回収を依頼してください。

自作パソコンなど、メーカーのないものはパソコン3R推進協会 TEL 03-5282-7685へ問い合わせてください。

■事業系一般廃棄物

商店や会社などの事業活動から出る事業系一般廃棄物は、自己処理が原則です。自己処理できないときは、収集運搬許可業者に委託してください。

なお、店舗併用住宅などでごみの排出量が基準以下の少量排出事業所は、家庭ごみと同様に指定収集袋で出すこともできます。指定収集袋で出すときは、必ず事業所名を記入してください。

少量排出事業所の排出量基準

1か月の総ごみ量が200kg未満で、1回の排出量が大袋（40リットル相当）2袋まで

▶古紙は無料で処理してもらえます

分類後、事前に連絡のうえ、次の業者に持ち込んでください。

- ・大久保 TEL 545-4621（武蔵野2-9-33）
- ・三弘紙業 TEL 544-3004（松原町2-3-17）

ごみの減量のために

環境コミュニケーションセンター TEL 546-5300

■小型家電製品の拠点回収

ごみの減量と再資源化を推進するため、使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどを回収します。

回収対象は携帯電話、PHS端末、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ（家庭用）、ゲーム機（据置型・携帯型）、テープレコーダー（デッキを除く）、デジタルオーディオ（フラッシュメモリ、HDD）、携帯型オーディオ（CD、MD）、電子辞書、ICレコーダーなどです。

回収場所は市役所、環境コミュニケーションセンター、水道部、土地区画整理事務所、FOSTERホール（市民会館）・公民館、あいぽっく、勤労商工市民センター、各市立会館です。

※回収ボックス投入口（縦15cm×横30cm）に入るものに限ります。

※取り外し可能な電池は、取り外してください。

※個人情報は、あらかじめ消去してください。

※一度回収した小型家電製品は、返却できません。

■古着・古布の拠点回収

回収ボックスを、市役所、環境コミュニケーションセンター、あいぽっく、福島会館、やまのかみ会館、玉川会館、緑会館、武蔵野会館、FOSTERホール（市民会館）・公民館に設置しています。各施設の開館時間内に、透明または半透明の袋（レジ袋可）に入れて出してください。

回収品目 洗濯済みで濡れていない衣類、毛布、タオルなど（市内の家庭から出たもののみ）

※下着、靴下、布団、カーテン、かばん、靴、汚れや臭いが付いたり破れたりしている衣類などは回収しません。

■電動式生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入費補助

電動式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を設置する家庭を対象に、購入費の一部を補助しています。いずれも購入前に申し込みが必要です。

補助対象

- ・電動式生ごみ処理機
- ・生ごみ堆肥化容器（2機種及びダンボールコンポスト）

■資源回収奨励金交付制度

地域の自治会や子ども会などが実施する資源回収の回収量に応じて、奨励金を交付しています（団体登録が必要）。

■ジモティー

株式会社ジモティーが運営するサービスで、インターネット上で不用品の譲り先を探したり、必要なものを探して譲り受けたりすることができます（無償・有償いずれも可）。取り引きは当事者間で行うため、個人情報の取り扱いや品物・代金の受け渡しなどでのトラブルに注意してください。詳しくは、ジモティーホームページをご覧ください。

■生活用品交換情報

生活コミュニティ課暮らしの安心係 TEL 544-4133

家庭で不要になった品物を無償でゆずりたいとき、ゆずってほしいときは、生活コミュニティ課暮らしの安心係へ連絡してください。「広報あきしま」、市役所1階の掲示板、市ホームページなどで情報提供します。なお、交換条件は、当事者間での交渉となります。

水道・下水道

水道＝水道部業務課・工務課 **TEL 543-6111**
 下水道＝下水道課 **TEL 544-5111(代表)**

▶水道料金と下水道使用料

水道料金は、地区ごとに基準日を定め検針(2か月に1回)を行い、使用水量と請求予定金額などをお知らせします。下水道使用料は、水道の使用水量を下水道の排出量とみなし、水道料金と一緒に納めていただきます。金額は、市ホームページをご覧いただけ、水道部業務課へ問い合わせてください。

■水道の使用の開始、中止、変更

次のときは、届けが必要ですので、事前に水道部へ連絡してください。

▶新たに水道の使用を開始するとき、水道の使用をやめるとき

転入などに伴い新たに水道を使用するときや、転出に伴い水道の使用をやめるときは、次のいずれかの方法で3日前までに届け出してください。

市役所での転入・転出の手続きとは別に、届けが必要です。昭島市は水道を独自で運営しているため、都内の市区町村間で、転入・転出する場合も届け出してください。

- ・電話＝水道部業務課 **TEL 543-6111**
- ・インターネット＝東京電力「引越れんらく帳」のホームページ <https://www.hikkoshi-line.com/>
- ・水道使用届書＝入居先にこの用紙がある場合は水道部へ郵送(無料)

▶水道の使用について変更があるとき

市内での転居や契約名義の変更、納入通知書の送付先変更の際は、水道部業務課へ連絡してください。

なお、市内での転居の場合は、水道使用開始届やインターネットで届け出ることもできます。

■水道料金の支払い

市では、2か月に1度行う検針をもとに、水道料金と下水道使用料を2か月ごとに請求します(転入・転出・転居時を除く)。

納入通知書(請求書)または口座振替のいずれかの方法でお支払いいただけます。

▶納入通知書による支払い

納入通知書は、検針時、直接ポストなどに投かんします。支払いができる金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリの決済サービスなどは、納入通知書内に記載しています。なお、バーコードが印字されていない、バーコードが読み取れない、金額を訂正した納入通知書はコンビニエンスストアでは取り扱いできません。

市役所・金融機関で支払うと納入の確認まで1週間～10日かかりますが、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ決済による場合は翌日の午後に確認できます。

なお、新たに水道の使用を開始するときは、納入通知書による支払いとなります。

▶口座振替による支払い

口座振替は、検針月(検針票がポストに投かんされた月)の翌月に指定の口座から自動的に引き落としますので、納め忘れがなく便利です。

口座振替を希望する方は、金融機関の窓口へ、通帳、口座の届け印、お客様番号が分かるもの(検針票、納入通知書など)をお持ちください。手続きをしてから2週間～1か月ほどで口座振替に切り替わります。

口座振替日 検針月の翌月末(土・日曜日、祝日の場合
は、翌営業日)

〈広告〉



■漏水は早期発見・早期修理を

各家庭の水道設備は所有者の財産ですので、所有者が管理してください。漏水の早期発見のため定期的に水道メーターを点検することをお勧めします。

宅地内で漏水している場合は、緊急漏水の連絡先に連絡して修理してください。なお、賃貸住宅にお住まいの方は管理会社または家主に連絡してください。

道路からの漏水を発見した方は、水道部工務課へ連絡をお願いします。

▼緊急漏水

状況	連絡先
蛇口の水が止まらない	①昭島市指定給水装置工事事業者
トイレの水が止まらない	②「広報あきしま」や市ホームページに掲載の漏水修理当番店
給湯器の水が止まらない	③水道部工務課工務係 TEL 543-6111
敷地内の水道管から水があふれている	

▼検針時及び水道メーター点検時に発見した漏水

状況	連絡先
検針時漏水の疑いがあると言われた	①昭島市指定給水装置工事事業者
検針時、使用水量が多くなっていた	②右の表などの昭島市指定給水装置工事事業者
水道メーターの定期点検時にパイロットマークが回っていた	③水道部業務課業務係 TEL 543-6111

▶水道料金・下水道使用料の一部を軽減します

漏水修理をした場合、漏水部分によっては水道料金・下水道使用料の一部を軽減します。修理が完了し、軽減を希望する場合は、申請が必要ですので、問い合わせてください。

■水道・下水道の工事や修理の依頼は

水道の新設・修理や下水道の接続などの工事は、市の指定工事店でないとできません。工事を希望する方は、下の表の指定工事店へ連絡してください。

▼市内の指定工事店一覧 (令和5年11月現在)

指定工事店名 (所在地)	電話番号	工事の分野	
		水道	下水道
(株)中村工業所 (郷地町1-6-15)	541-0161	○	○
(株)朝日冷熱工業 (朝日町2-1-8)	541-3394	○	○
(株)福島工業所 (朝日町3-6-19)	543-3371	○	○
(有)原島組 (中神町1-14-6)	546-5659	○	○
(株)奥山設備 (中神町2-25-18)	543-5491	○	○
(株)杉本組 (宮沢町1-7-25)	544-1763	○	—

指定工事店名 (所在地)	電話番号	工事の分野	
		水道	下水道
(株)吉田組 (宮沢町2-2-9)	545-2371	—	○
(株)浅井設備 (田中町2-1-43)	541-1987	○	○
(株)ヒカリ電機 (つづじが丘3-5-6-115)	541-4843	○	—
東京燃料林産(株) (武蔵野2-6-25)	541-6321	○	—
(有)エコアース (美堀町5-9-1)	541-1386	○	○
久保設備 (美堀町2-18-6)	545-3525	○	○
(株)榎本工務店 (昭和町5-3-7)	541-0329	○	○
秋山建設(株) (松原町5-8-15)	541-4838	○	○
(株)石川工業所 (松原町5-24-17)	541-1129	○	○
(株)大和管工 (田中町2-1-40)	544-1530	○	○
瑛功建設(株) (緑町1-9-26)	541-3753	○	○
(株)飯和建設 (緑町4-15-20)	541-9225	—	○
(有)北陽設備 (拝島町4-19-10)	544-5883	○	—
埼和興産(株) (朝日町1-4-3-3A)	545-1547	○	—
昭島ガス(株) (もくせいの杜1-1-1)	546-1111	○	—
垣本土建 (福島町3-19-32)	519-7820	○	—
翔永建設(株) (昭和町4-7-17)	519-2262	○	—
(株)多摩水道サービス (田中町1-7-17-105)	0120-429-211	○	—
水道屋 (田中町3-10-15)	541-5959	○	—
アストモスリティーリング(株) (武蔵野2-6-25)	546-5910	○	—
(有)カネモト工業 (中神町1157-34)	543-7868	○	—
LifeMore (中神町1157-48)	545-4581	○	—
(株)アシスト (宮沢町3-3-9)	519-6853	○	○
(株)島田組 (拝島町5-5-18-205)	545-5512	—	○
(株)奥山水工社 (田中町2-6-10)	519-1480	○	○

※市外の指定工事店は、水道については水道部業務課
TEL 543-6111、下水道については下水道課業務係
TEL 544-5111(代表)へ問い合わせてください。

■水道メーターの検針にご協力を

2か月に1度、検針員が各家庭の水道メーターを検針します。検針員が伺うときはメーターBOXの上に物を置かないでください。また、飼い犬は出入口やメーターBOXから離れた場所につなぐなどしてください。

■浄化槽の維持管理

下水道課業務係

浄化槽を使っている方は、浄化槽が悪臭などの発生源にならないよう維持管理が義務付けられています。市の許可業者に依頼し、適切な維持管理に努めてください。

■し尿収集

下水道課業務係

▶し尿処理手数料

区分	し尿の種類	処理券額
し尿	し尿	2000円
	ため水洗	
汚泥	浄化槽汚泥	500円
	浄化槽放流水	
雑排水	雑排水	500円
	事業系し尿(仮設トイレを含む)	

※仮設トイレは1基1便槽です。

※いずれも、1800リットルまでです。

▶申し込みから収集までの手順

- 1月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時に委託業者の原島組 **TEL 541-7875**へ申し込んでください。その際、収集日と必要な処理券の種類及び枚数を確認してください。
- 2取扱店で、し尿処理券を購入してください。し尿処理券取扱店は、市ホームページで確認するか下水道課業務係へ問い合わせてください。
- 3し尿処理券に名前を記入し、収集日の午前8時までに収集口の近くに貼ってください。

〈広告〉

水回りのトラブルに!!

トイレ 洗面所 キッチン 浴室

火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずはご相談ください。

年中無休 365日随時受付中

24時間受付 深夜料金は頂きません

基本料金無料! 出張費・見積もり無料!

自社修理で安心・低料金! 地元業者! 有資格者が作業致します

例えば…

- トイレつまり ●水漏れ修理 ●悪臭調査 ●下水道のつまり
- 上下水道工事全般 ●リフォーム工事 ●高圧洗浄 ●各種清掃 ●漏水調査
- 給湯器修理・交換 ●排水のつまり ●ハウスクリーニング

蛇口の水漏れ トイレのつまり トイレの水漏れ その他・排水のつまり

ご連絡を頂きましたら、迅速にお伺い致します!!

お気軽にお問い合わせください

0120-319-312

HPからもご依頼ください

昭島市内のかたはこちら
お近くの営業所より迅速にお伺いいたします!
今すぐコール!

水道局指定工事店 昭島営業所: 昭島市東町4-8-4 本社: 新宿区北新宿1-20-5
東京都指定給水装置工事事業者第10119号

プランバー

QRコード

環境問題・緑化推進

■ まちの環境維持・改善のために

環境課環境保全係 **TEL 544-4334(直通)**

► 環境問題で困っているときは

騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭など、公害についての苦情・相談を、環境課環境保全係で受け付けています。

► スズメバチの巣の駆除に補助

スズメバチは毒性が強く、攻撃性も高いため、個人では駆除せず、専門業者に依頼してください。

市が、巣の駆除費用を補助します(限度額7000円／スズメバチ以外は自己負担)。

► 空き地・植木などの管理

空き地の雑草を放置しておくと、害虫、犯罪、火災などの発生源となったり、ごみの不法投棄を引き起こしたりします。また、敷地から道路に突き出た植木の枝などは、道路を狭くし事故のもとにもなります。土地の所有者や管理者が、適正な管理をお願いします。

■ 緑化の推進

環境課水と緑の係 **TEL 544-4341(直通)**

► 保存樹木・保存樹林の補助制度

樹木・樹林を保護するため、条件を満たすものを保存樹木・保存樹林に指定し、せん定など維持管理に必要な費用の一部を補助しています。補助を受けるには一定の条件が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

► 花の応援事業

花づくりの楽しさや花と緑にあふれる快適なまちづくりを推進するため、花の種・球根の配布や街角ふれあい花壇などを行っています。

■ 地球温暖化対策のために

環境課計画推進係 **TEL 544-4331(直通)**

► 住宅用新エネルギー機器などに補助

太陽光発電システムやLED照明器具などの新エネルギー機器などを新たに購入・設置した方(個人事業主、法人も含む)に、費用の一部を補助します。

補助を受けるには一定の条件がありますので、事前に問い合わせてください。

▼補助金額

(1000円未満切り捨て)

補助対象機器	補助金額
太陽光発電	1万5000円 (1キロワットあたり) 上限6万円
太陽熱ソーラーシステム	5万円
太陽熱温水器	2万5000円
蓄電池	機器費の3分の1以内の額 上限5万円
燃料電池 (エナファームなど)	5万円
LED照明器具改修工事 (既存家屋に限る)	工事費等の3分の1以内の額 上限10万円
LED照明器具 (電球のみの交換を除く)	機器費の2分の1以内の額 1台につき5000円(4台まで)

※対象機器はいずれも未使用のものに限ります。

※LED照明器具改修工事及びLED照明器具は、蛍光灯などから、より省エネ効果の高いLED照明器具に交換する場合のみが対象です。

ごみ、水道・下水道、環境

シロアリ・ダニ・ネズミ・ハチ
ハクビシン・ゴキブリ・クモ

一般害虫の駆除
一般家庭・店舗等の衛生管理業務

一般家庭の清掃・衛生関係に関する
「お困りごと」何でも承ります。

創衛社

TEL-FAX:042-559-2282
携帯:090-1656-1218
<https://souei-go.com/>
あきる野市草花1321-3

蛇口の水ポタから
総合リフォーム工事まで

LifeMore

～快適・安心 あなたのそばに～

ファミリーマート
西武信用金庫
LifeMore
ロータリー
JR中神駅

お気軽に
ご相談下さい

TEL 042-545-4581
FAX 042-502-3507
昭島市中神町 1157-48

■昭島市指定給水装置工事事業者 第529号
■東京都指定給水装置工事事業者 第10485号
■東京都指定排水設備工事事業者 第5886号
給水装置、排水設備工事、第二種電気工事の有資格者が
対応致しますのでご安心下さい。

有限会社内藤電気工業所

・電気工事

- ・照明設備工事・コンセント工事
- ・ネオン設備工事・引込線工事
- ・交通信号設備工事・避雷針工事
- ・電気防食工事

TEL.042-545-5855

昭島市福島町1-22-17